

特定妊婦に関する後方視的研究に対するご協力をお願い

近年日本では心理社会的リスクを抱えた妊産婦が増えています。そこで今回、防衛医科大学校病院（以下「当院」）看護部では、当院子どもの安全委員会と協力して、特定妊婦に関する調査検討を行い、今後の診療・看護の質向上に役立てたいと考えています。「特定妊婦」とは、平成 20 年の児童福祉法改正に伴い用いられるようになった用語であり、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」（児福法 6 条の 3 第 5 項）と規定されています。心身ともにすこやかな妊娠継続を図り、出産後安心して子どもを育ててゆくためには、医療機関のみならず地域の支援機関（保健所、保健センター、子どもの福祉を担当する市町村部署や児童相談所）からの支援を適切に利用することが推奨されています。

1 研究の対象

平成 24 年 8 月から平成 29 年 3 月までに防衛医科大学校病院産婦人科で診療を受けた妊産婦の方々について、出産前後に何らかの心身の症状や障害をお持ちで、出産後子どもの養育に何らかの困難が生じることが懸念された方を対象といたします。

2 研究目的・方法

診療記録を閲覧し、診療 ID とは別の番号を付して匿名化し、病歴、検査所見、診療内容などの医学情報、また家族的背景、助産師を含む看護スタッフのケアの実施内容や、出産後の養育状況について抽出し、その特徴を明らかにすることを試みます。研究者は防衛医科大学校病院及び防衛医科大学校構内のみで解析を実施します。研究期間は平成 34 年 3 月 31 日までといたします。

3 研究に用いる試料、情報の種類

診療記録に記載された以下の情報：病歴、検査所見、診療内容などの医学情報、また家族背景、助産師を含む看護スタッフのケアの実施内容、出産後の養育状況、看護対応上の困難性、母子の健康上の転帰等

4 お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先

〒359-8513 埼玉県所沢市並木 3-2 防衛医科大学校病院

TEL 04-2995-1511 (内線 3445)

看護部 東3階病棟 高橋 明美 (研究責任者)

以上